

法人ビジネスカード規程

令和3年2月19日制定

第1条（目的）

この規程は、公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会（以下、「当協会」という。）における法人ビジネスカードの選択、使用、管理等のルールを定めることを目的とする。

第2条（導入の趣旨）

- （1）ZOOM有料版等基本的にクレジットカードでの決済しか出来ない支払いに対応するため
- （2）Eコマースによるほうが、安価・迅速・便利な事務用品・備品等購入に対応するため

第3条（カードの選択）

法人ビジネスカードの選択は、理事会で決議する。

- 2 前項の場合、使用者用の発行枚数、年間費用、設定利用限度額等を明らかにして審議する。

第4条（使用者）

法人ビジネスカード使用者は事務局長とし、使用者用カード1枚発行を受ける。

- 2 事務局長が退職した場合、そのカードは解約する。
- 3 新事務局長は、新規にカードが発行されるように手続きをする。

第5条（パスワードの設定）

会長または事務局長は使用者用カードのパスワードを設定・変更する。

- 2 前項のパスワードは秘匿しなければならない。

第6条（使用目的の申告）

事務局長は使用前に使用目的を会長に申告し、決裁を受ける。

第7条（理事会への報告）

事務局長は、使用明細書等を理事会に提出して使用状況を報告する。

第8条（保管者）

使用者用カードは会長が指名した事務局長以外の職員が保管する。

2 前項にかかわらず、使用者用カードを銀行の貸金庫で保管することができる。

第9条（変更、改廃）

この規程の変更、改廃は理事会の決議による。

附則

1 この規程は令和3年2月19日から施行する。